

広島県告示第三百九十三号

広島県障害者多数雇用事業所立地促進要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県障害者多数雇用事業所立地促進要綱の一部を改正する告示

広島県障害者多数雇用事業所立地促進要綱（昭和五十七年広島県告示第三百六十八号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(措置の対象) 第三条 (略) 一・二 (略) 三 法第四十三条第一項に規定する数以上の障害者を雇用していること。 四 (略) イ (略) ロ 障害者である労働者の数が二十人以上であり、かつ、その数が法第四十三条第一項に規定する数に二を乗じて得た数を超えるものであること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成金の額) 第六条 第三条第一項の規定による助成金の額は、次の各号に掲げるものの合計額（当該合計額が五千万円を超えるときは、五千万円）とする。ただし、奨励指定者が法第四十九条第一項第六号の規定による助成金の支給を受けることができる場合には、当該助成金を受けられるものとし、この場合の第三条第一項の規定による助成金の額は、当該合計額（当該合計額が五千万円を超えるときは、五千万円）と事業の用に供する施設又は設備の設置に要する費用の額から同号の規定による助成金の額（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二條の二第二項の規定による借入金金の利息の支払に要する費用の額（以下「利子補給額」という。）に係るものを除く。）及び利子補給額の対象となる借入金相当額の合計額（以下「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金等」という。）を控除した額とのいずれか低い額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(措置の対象) 第三条 (略) 一・二 (略) 三 法第十四条第一項に規定する数以上の障害者を雇用していること。 四 (略) イ (略) ロ 障害者である労働者の数が二十人以上であり、かつ、その数が当該事業所における労働者の総数に百分の三を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるものであること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成金の額) 第六条 第三条第一項の規定による助成金の額は、次の各号に掲げるものの合計額（当該合計額が五千万円を超えるときは、五千万円）とする。ただし、奨励指定者が法第十八条第一項第六号の規定による助成金の支給を受けられるものとし、この場合の第三条第一項の規定による助成金の額は、当該合計額（当該合計額が五千万円を超えるときは、五千万円）と事業の用に供する施設又は設備の設置に要する費用の額から同号の規定による助成金の額（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二條第二項の規定による借入金金の利息の支払に要する費用の額（以下「利子補給額」という。）に係るものを除く。）及び利子補給額の対象となる借入金相当額の合計額（以下「日本障害者雇用促進協会の助成金等」という。）を控除した額とのいずれか低い額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

(助成金の交付申請)
 第七条 第三条第一項の規定による助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第三号による助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、新設された事業所の操業開始の日(法第四十九条第一項第六号の規定による助成金の支給を受けようとする場合は、その支給又は不支給の決定を受けた日)から一年以内に知事に提出しなければならない。
 一一四 (略)

第十条 (融資の条件)

用途	融資限度額	利率	償還期間	保証人及び担保
(略)	設備費用の額から第六条の規定による助成金の額と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金等の額との合計額を控除した額に百分の八十を乗じて得た額(当該金額が一億円を超えるときは、一億円)	(略)	(略)	(略)

(融資の申込み)
 第十一条 第九条の規定による融資を受けようとする者は、別記様式第四号による融資申込書に次に掲げる書類を添えて、新設された事業所の操業開始の日(法第四十九条第一項第六号の規定による助成金の支給を受けようとする場合は、その支給又は不支給の決定を受けた日)から一年以内に知事に提出しなければならない。
 一一四 (略)

(助成金の交付申請)
 第七条 第三条第一項の規定による助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第三号による助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、新設された事業所の操業開始の日(法第十八条第一項第六号の規定による助成金の支給を受けようとする場合は、その支給又は不支給の決定を受けた日)から一年以内に知事に提出しなければならない。
 一一四 (略)

第十条 (融資の条件)

用途	融資限度額	利率	償還期間	保証人及び担保
(略)	設備費用の額から第六条の規定による助成金の額と日本障害者雇用促進協会の助成金等の額との合計額を控除した額に百分の八十を乗じて得た額(当該金額が一億円を超えるときは、一億円)	(略)	(略)	(略)

(融資の申込み)
 第十一条 第九条の規定による融資を受けようとする者は、別記様式第四号による融資申込書に次に掲げる書類を添えて、新設された事業所の操業開始の日(法第十八条第一項第六号の規定による助成金の支給を受けようとする場合は、その支給又は不支給の決定を受けた日)から一年以内に知事に提出しなければならない。
 一一四 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第4条関係)

奨励指定申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(略)

(略)		
新設事業所の工期	年 月 日～年 月 日	新設事業所操業開始予定日
		年 月 日
(略)		

添付書類 (略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第2号 (第5条関係)

奨励指定書

(略)

年 月 日付けで申請の奨励指定については、広島県障害者多数雇用事業所立地促進要綱第5条の規定により次のとおり指定します。

年 月 日

(略)

改正前

別記様式第1号 (第4条関係)

奨励指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

㊞

(略)

(略)		
新設事業所の工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	新設事業所操業開始予定日
		平成 年 月 日
(略)		

添付書類 (略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第2号 (第5条関係)

奨励指定書

(略)

平成 年 月 日付けで申請の奨励指定については、広島県障害者多数雇用事業所立地促進要綱第5条の規定により次のとおり指定します。

平成 年 月 日

(略)

別記様式第3号（第7条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(略)

(略)			
新設事業所の 工期	年 月 日～ 年 月 日	新設事業所操業開始日 年 月 日	
(略)			
独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支 援機構から支給され る（支給された）助 成金の額（利子補給 額を除く。）	(略)	独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支 援機構から支給され る利子補給額の対 象となる借入金相当額	(略)

添付書類 (略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第3号（第7条関係）

助成金交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

㊞

(略)

(略)			
新設事業所の 工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	新設事業所操業開始日 平成 年 月 日	
(略)			
日本障害者雇用促進 協会から支給される （支給された）助成 金の額（利子補給額 を除く。）	(略)	日本障害者雇用促進 協会から支給される 利子補給額の対 象となる借入金相当額	(略)

添付書類 (略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第4号（第11条関係）

奨励指定者融資申込書			
			年 月 日
広島県知事 様		申請者 住 所 氏名又は名称 及び代表者名	
(略)			
(略)			
新設事業所 の工期	年 月 日～	年 月 日	新設事業所操業開始日 年 月 日
(略)			
独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支 援機構から支給され る（支給された）助 成金の額（利子補給 額を除く。）	(略)	独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支 援機構から支給され る利子補給額の対象 となる借入金相当額	(略)
添付書類 (略)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第4号（第11条関係）

奨励指定者融資申込書			
			平成 年 月 日
広島県知事 様		申請者 住 所 氏名又は名称 及び代表者名	
(略)			
(略)			
新設事業所 の工期	平成 年 月 日～	平成 年 月 日	新設事業所操業開始日 平成 年 月 日
(略)			
日本障害者雇用促進 協会から支給される （支給された）助成 金の額（利子補給額 を除く。）	(略)	日本障害者雇用促進 協会から支給される 利子補給額の対象と なる借入金相当額	(略)
添付書類 (略)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第5号 (第13条関係)

指 定 事 業 所 承 継 届

年 月 日

広島県知事様

承継者住所

氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日付で指定のあった事業所(以下「指定事業所」という。)を別紙のとおり承継したので、広島県障害者多数雇用事業所立地促進要綱(昭和57年広島県告示第368号)第13条第2項の規定により届け出ます。

なお、承継後も引き続き奨励指定を受けたいので、同要綱及び当該奨励指定書に記載の各事項を遵守することを誓約します。

(略)

注 (略)

別記様式第5号 (第13条関係)

指 定 事 業 所 承 継 届

平成 年 月 日

広島県知事様

承継者住所

氏名又は名称
及び代表者名

㊞

平成 年 月 日付で指定のあった事業所(以下「指定事業所」という。)を別紙のとおり承継したので、広島県障害者多数雇用事業所立地促進要綱(昭和57年広島県告示第368号)第13条第2項の規定により届け出ます。

なお、承継後も引き続き奨励指定を受けたいので、同要綱及び当該奨励指定書に記載の各事項を遵守することを誓約します。

(略)

注 (略)

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。